

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4575
25年8月29日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

集中豪雨等には 的確な業務指示を！

ました。長崎県でも8月11日(月)は午前中を中心に激しい雨が降り、「警戒レベル4」避難指示が出された自治体もありました。



昨年(2024年)6月に長中局が発出した「集中豪雨等における業務休止等の文書」(以下文書)によれば業務休止の判断基準は自治体が発令する避難指示を重視となっています。

文書の中で「出勤の可否判断」については居住地が避難指示(レベル4)以上を発令している場合は出勤しない。

社員が危険と判断した場合は出勤しないと断って、判断内容を管理者又は役職者へ電話連絡となっています。

この文面は「自治体から避難指示(レベル4)以上が発令されている場合は出勤しない。そして出勤が危険だと判断した場合はレベル4でなくて

も(レベル2・3でも)、管理者等に連絡し判断を求めると読むことが出来ます。

また文書によれば集配の出発可否の判断は経営会議メンバーで協議し管理者が「出発」「待機」の指示を社員へ伝えるとなっています。また、出発後に気象等が急変した場合の判断については社員が危険と判断した場合、業務を休止し、安全を確保して管理者又は役職者へ電話連絡。経営会議メンバーで協議し、管理者又は役職者から各社員へ業務休止の電話連絡となっています。

また、この日の業務指示は「局内待機」ではなく「配達に出る」でした。午前11時前後、大雨となったところ郵政ユニオン組合員が、1集課長に「警戒レベル4」避難指示が出ている状態で配達に出発させることについての可否を尋ねました。するとその後、1集部長から「帰局指示」「局内待機」の指示が出ました。



当日の状況です。

8月11日(月)午前7時30分に長与町は町内全域に警戒レベル4、避難指示を発表しています。文書通りに従うなら居住地が長与町の社員は「出勤しない」となります。私は長与町に居住していますが、この日は中勤でしたが、特に管理者又は

役職者から「出勤停止」などの連絡が無かったため大雨の中、出勤しました。

集配部全体でも出勤しなかった社員はいなかったです。また出勤の判断を仰いだ社員もいなかった模様です。

昨年6月に出された文書をほとんどの社員が理解していなかったことになりました。



また、この日の業務指示は「局内待機」ではなく「配達に出る」でした。

午前11時前後、大雨となったところ郵政ユニオン組合員が、1集課長に「警戒レベル4」避難指示が出ている状態で配達に出発させることについての可否を尋ねました。するとその後、1集部長から「帰局指示」「局内待機」の指示が出ました。

この日の8月11日(月)は山の日の祝日ということもあり、集配部の管理者は不在でしたが、

午前の業務指示は管理者が課長に指示を出し、「出発」の指示が出ました。線状降水帯が発生する可能性もあると言われていた中、管理者は出勤することなく、「出発」の指示を出し、社員から指摘されると「帰局、局内待機」の指示を出したことになります。

この日は長崎市でも一部警戒レベル4の地域もありました。仮に出勤途中や配達途上で災害にあった場合は、誰が責任をとるのでしょうか。

近年の異常気象にともない自然災害が発生する頻度は高くなってきています。指示が遅れたり、間違えれば命の危険にさらされることにもなりかねません。



長中局には「社員の命を預かっている」という自覚をもって、迅速・的確な業務指示を行う義務があります。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇。なげうと差別ー。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら

